

F A X 送付案内

平成29年2月6日

A 4 1枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの患畜 (H5N6亜型) の確認について

平素よりお世話になっております。

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの患畜 (H5N6亜型) の確認について、農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせします。

佐賀県で2月4日に確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、遺伝子解析などの結果、H5N6亜型の高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。

家きん飼養農場においては、農場内へのウイルスの侵入を防ぐため、最大限の警戒をする必要があります。

鳥インフルエンザに関する情報 (農林水産省HP)
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

このように、本病の発生については、今シーズン、国内の野鳥や家きんにおけるH5N6亜型の高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いで確認されており、県内家きん飼養農場への侵入リスクは極めて高い状況にあります。
さらに、毎年10月から翌年5月末日までを「飼養衛生管理基準 遵守強化期間」と設定しておりますので、農場における野生動物の侵入防止及びねずみの駆除対策、農場出入口での消毒等の飼養衛生管理の徹底並びに特定症状の早期通報等の危機管理体制について、再点検をよろしくお願い致します。

本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底 (車、人) をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、特に下記事項について日頃から確認いただき、小さな不備でも修繕・整備など早急に実施していただくよう、また、異常を認められた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願い致します。

記

- 1 鶏舎の穴をふさぐ (野生動物・ネズミ等の侵入防止)
- 2 防鳥ネットの補修 (隙間のないように)
- 3 飲み水対策 (水道水でない場合は消毒実施)
- 4 鶏舎専用の長靴、衣服の着用 (鶏舎にウイルスを持ち込まない)
- 5 消毒の実施 (鶏舎毎の踏込消毒槽、車両消毒、手指の消毒、鶏舎周囲への石灰の散布)